

ユニバーサルサービス政策委員会(第51回)・
ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定
等に関するワーキンググループ(第8回) 合同会合
事業者ヒアリング説明資料



2026年4月23日
N T T ド コ モ

はじめに

- ユニバーサルサービス政策委員会(第48回)・ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ(第5回) 合同会合において示された、第三次答申(案)の取りまとめに向けた論点等に関する当社の意見を説明します
- 本資料における当社意見項目
 - ・ 交付金制度見直しに係る検討の進め方について
 - ・ 第三次答申(案)の取りまとめに向けた論点について
 - ・ 今後のユニバーサルサービス制度運用について

交付金制度見直しに係る検討の進め方について(総論)

- 当社はユニバーサルサービス制度において、第一種負担金・第二種負担金をそれぞれ支援機関に納付する負担事業者であり、当該負担金については、受益する利用者*に転嫁しています
 - * 第一種負担金は番号単位、第二種負担金は回線単位
- 最終保障提供責務の導入や現行制度における課題等を踏まえ、ユニバーサルサービスの交付金制度の見直しについて今後検討を行うにあたっては、国民負担および事業者としての対応コストの観点について配意頂くよう、負担事業者として要望します

国民負担 の観点	<ul style="list-style-type: none">● 当社のスマートフォン回線は、原則同一契約で電話・ブロードバンドともに利用可能なため、第一種負担金・第二種負担金の対象となることから、当該回線に対し、第一種負担金・第二種負担金双方の負担を求めています● 複数のユニバーサルサービス制度に対し、同一の利用者が負担している実態を踏まえ、利用者1回線契約あたりの負担が過度にならないよう、負担金水準とのバランスに配意した制度検討を要望します
事業者としての 対応コスト の観点	<ul style="list-style-type: none">● 本制度見直し検討の結果として、今後第一種負担金の番号単価や第二種負担金の回線単価の改定の可能性が考えられるところ、単価改定等が生じる場合、負担事業者は利用者への周知対応を都度実施します● 第一種交付金・第二種交付金制度の見直しが図られる場合には、両制度の見直し時期や、第一種負担金・第二種負担金の単価改定時期の集約等、事業者としての対応コストに配意頂くことを要望します

第三次答申(案)の取りまとめに向けた論点について(総論)

- 当社は、サービス提供実態やユニバーサルサービス制度における無線活用の議論等を踏まえ、既存の交付金制度について、適時適切に見直しを検討することに賛同します
- 現時点において、制度見直しによる負担金影響等が明確でないことを踏まえ、当社は本資料において、負担金影響の観点を除き、交付金制度の見直し等について意見します

電話のユニバーサルサービスに係る当社の考え

- モバイル網固定電話に係る技術要件等の制度議論を踏まえると、当社「homeでんわ」は電話のユニバーサルサービスに今後指定されるものと認識しており、当該指定後、当社は区域内電気通信事業者として、効率的なユニバーサルサービスの確保に向けて取り組む考えです
- 当社はモバイルサービス提供にあたり、全国広範*1 にモバイルエリアを整備しているところ、当該モバイルエリアを有効に活用した付加的なサービスとしてhomeでんわを提供しており、以下の観点から、homeでんわの提供・維持に係る当社負担は現時点では限定的と考えます
 - 電波不感地に対する新たなモバイルエリアの整備*2 にあたっては、携帯電話等エリア整備事業等の補助金制度を活用可能であること
 - モバイル網固定電話に対し、「番号区画内への固定端末系伝送路設備の一端の設置の要件」を課さない制度が整備される見込みであることを踏まえると、今後モバイル網固定電話の活用が主として想定される光未整備区域等においても、効率的にhomeでんわの提供が可能となる見込みであること
- 上記を踏まえると、homeでんわについて、現時点で第一種交付金制度を活用する必要性が低いことから、当社は第一種適格電気通信事業者としての申請は当面行わない考えです

*1 LTE人口カバー率 99.9% *2 新規の基地局設備の構築・設置(レピータ設置等の既存モバイルエリア改善は除く)

現行の第一種交付金制度の見直しに係る当社意見

(1) 現行の電話のユニバーサルサービスに係る交付金制度における算定方法の見直し

➤ ベンチマーク(「全国平均費用 + 標準偏差の2倍(2 σ)」)の在り方を見直しについて検討を行うべきか

- 最終保障提供責務導入等の新たなユニバーサルサービス制度につきまして、メタル設備の維持限界等の実態を踏まえ、NTT東西の負担軽減等を目的に、整備されたものと認識しています
- 加入電話の利用実態等を踏まえ、ベンチマークの在り方を見直しを検討することについて、新たなユニバーサルサービス制度の整備の目的に即したものであり、賛同します
- また、電話のユニバーサルサービス制度の安定的な維持・運用の観点から、効率的にモバイル網固定電話等の無線サービスを活用することも重要と考えます

(2) 電話のユニバーサルサービスの対象拡大に伴う交付金の算定方法の検討

➤ ワイヤレス固定電話及びモバイル網固定電話の提供に係る実績・見通しを確認した上で、補填額の算定方法の見直し・新たな制度設計を行うべきか

- モバイル網固定電話の技術要件について、MNO各社の提供する現行サービスの要件を踏まえ、IPNW設備委員会(モバイル網固定電話作業班)において、整理が進められているものと認識しています
- ワイヤレス固定電話及びモバイル網固定電話の提供に係る交付金の算定方法について、今後NTT東西による固定電話サービスの移行におけるワイヤレス固定電話・モバイル網固定電話の活用方法が一定程度具体化された段階で、検討することが適当と考えます

現行の第二種交付金制度の見直しに係る当社意見

(1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象についての検討

① 譲受した公設設備に係る第二種交付金について

- 法施行日以前に譲受した公設設備や法施行日以降に整備されその後譲受した公設設備についても第二種交付金の対象とすべきか

- 法施行日以前に譲受した公設設備や法施行日以降に整備されその後譲受した公設設備について、現制度上、第二種交付金による支援が無いことを前提に譲受されていると認識します
- 仮に後発的な事象により、法施行日以前に譲受した公設設備や、法施行日以降に整備されその後譲受した公設設備を用いたブロードバンドサービスの提供に採算の悪化が見られ、ブロードバンドユニバーサルサービスの維持が困難となっている場合等においては、一定の支援の必要性は理解しますが、負担金とのバランスに配慮した上で、支援の要否や範囲を検討することが必要と考えます

現行の第二種交付金制度の見直しに係る当社意見

(1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象についての検討

② 大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域に係る第二種交付金について

- 大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域について、第二種適格電気通信事業者の前事業年度の収支が黒字であっても第二種交付金の対象とすべきか

- 採算性が非常に乏しく、ブロードバンドサービスの提供・維持が困難である特別支援地域において、ブロードバンドユニバーサルサービスの継続的な確保を目的に、第二種適格電気通信事業者の前事業年度の収支が黒字であっても第二種交付金の対象として支援することについて賛同します

現行の第二種交付金制度の見直しに係る当社意見

(1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象についての検討

③ 第二種交付金の交付の継続について

- 第二種適格電気通信事業者として第二種交付金の交付対象となった地域について、その後、例えば支援区域の指定が解除されるといった状況の変化に関わらず、一定の期間は、継続的に第二種交付金が交付される仕組みを検討すべきか
- 継続的な支援がないことがブロードバンド整備の阻害要因となりうる旨の第二種適格電気通信事業者からの課題提起を踏まえると、継続的に第二種交付金を交付する仕組みを検討することについて賛同します
- 支援区域の指定が解除される事例として、1者以下要件*を満たさなくなることが考えられるところ、当該要件は支援区域の指定に係る基本設計となっていることを踏まえると、**第二種交付金による支援を継続する期間は長期ではなく、当該支援区域における支援初年度から一定期間は交付を担保する等の措置を行うことが適当と考えます**
- また支援区域の指定が解除された区域の収支について、人口流動や他事業者参入等の市場環境変化により黒字となる場合には、当該区域に対し、第二種交付金による支援の継続は不要と考えます

* 第二種交付金の支援区域指定における、特定の町字において二号基礎的役務の世帯カバー率が50% かつ 役務の継続提供期間が1年超である回線設置事業者が1者以下である要件

現行の第二種交付金制度の見直しに係る当社意見

(2) 支援区域として指定すべき区域についての検討

① 今後新たに光ファイバを整備する区域について

- 今後、新たに光ファイバを整備した区域において提供する第二号基礎的電気通信役務が赤字である場合は、当該新たに光ファイバを整備をした区域を未整備の特別支援区域として指定することとし、当該赤字について第二種交付金を交付する仕組みを検討すべきか
- 本論点は、例えば法施行時点で整備率50%以上且つ1者提供の町字について、第二種交付金の特別支援区域(未整備)に該当せず、一般支援区域または特別支援区域(大幅な赤字)に該当する場合に、前事業年度の収支が赤字である場合のみ交付金による支援が受けられるところ、当該町字におけるブロードバンド未整備区域において、新たに整備したブロードバンドユニバーサルサービスが赤字である場合、当該町字を特別支援区域として指定し、当該赤字について支援を行うことに係る検討と認識します
- 現行の第二種交付金制度における支援区域の指定要件は、**制度の基本的枠組みであるため、本論点について慎重な検討が必要**であり、加えて最終保障提供責務の導入を踏まえると、**以下の観点から第二種支援制度の在り方も含めた検討が必要**と考えます
 - 最終保障提供責務の導入により、未整備地域におけるブロードバンドユニバーサルサービスの提供確保の在り方に変化が見込まれること(整備率50%以上の地域について、現行制度では事業者による自主的な整備に委ねられる一方、最終保障提供責務導入後、第二種適格電気通信事業者がいない場合はNTT東西により役務提供され、当該費用は第二種交付金で補填される)
 - 各地域における第二種適格電気通信事業者の参画を促す観点も含めた制度検討により、国民負担の観点から、効率的にブロードバンドユニバーサルサービスを確保し、交付金の効率化を図ることも必要と考えられること

今後のユニバーサルサービス制度運用に係る当社意見

- 今後のユニバーサルサービス制度の継続的な運用にあたり、当社は負担事業者として2点要望いたします
- ① 第二種負担金制度について
 - 2026年3月利用分より第二種負担金の徴収が開始され、当該負担金に係る回線数報告や事業者間精算等の新たな業務を今後行う中で課題が生じる可能性があるかと認識します
 - 第二種適格電気通信事業者より抽出した運用課題等を踏まえ、第二種交付金制度の見直しが検討されているところ、今後第二種負担金の納付に係る業務内で生じる課題等についても総務省にて抽出頂き、負担事業者にとっても過度な負担なく運用できるよう、継続的に第二種負担金制度の見直しを検討頂くことを要望します
 - ② 最終保障提供責務への移行等について
 - ユニバーサルサービス制度の運用にあたっては、総務省・支援機関と事業者(適格事業者・負担事業者)が密に連携し、利用者(国民)に対する円滑かつ丁寧な広報や周知が必要と認識しています
 - 最終保障提供責務への移行等に関し、新たな交付金・負担金制度を運用するにあたっては、利用者(国民)に対して適時適切な対応を行う観点から、総務省・支援機関においては、事業者の実務対応期間等にも配慮頂くことを要望します

つながろう。驚きを。幸せを。



NTTドコモグループ